京都市里道管理条例の一部を改正する条例(平成30年3月29日京都市条例第73号) (建設局土木管理部道路河川管理課)

1 里道の占用料(以下「占用料」という。)の適正化を図るため、次の措置を講じることとしました。

(1) 占用料の額の改定

| | | | | | | 占 | 用 料 | |
|------------------------------|---------------|----------------|---------------------|-----------------------------|------------|----------|----------|----------|
| 占 | 用 | 物件 | 単 位 | 改 ፲ | E 前 | 改立 | E 後 | |
| | | | | 市街化区域 | その他の区域 | 市街化区域 | その他の区域 | |
| 電柱, 電線, 街灯, | 電柱 | 及びそ | の支柱類 | | 円 3,500 | 円 540 | 円 据置き | 円 500 |
| | 電話柱及びその支柱類 | | | 1本につき1年 | 2, 100 | 310 | 据置き | 290 |
| 郵便差出箱その他これらに | その他の柱類 | | 210 | | 31 | 据置き | 29 | |
| 類する工作物 | 郵便差出箱及び信書便差出箱 | | 1個につき1年 | 1,700 | 260 | 据置き | 250 | |
| | そ 0 | の他 | のもの | 占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年 | 4, 100 | 620 | 据置き | 590 |
| | 管路 | 外径が 0. 満のもの | 07 メートル未 | 長さ 1 メートル につき 1年 | 86 | 13 | 据置き | 12 |
| | | | 07 メートル以 -トル未満のも | | 120 | 19 | 据置き | 18 |
| | | | 1メートル以上 ・トル未満のも | | 180 | 28 | 据置き | 26 |
| ガス管,水 | | | 15 メートル以 -トル未満のも | | 250 | 37 | 据置き | 35 |
| 管, 下水道 管 そ の 他 こ れ ら に | | | 2メートル以上・ル未満のもの | | 370 | 56 | 据置き | 53 |
| 類する物件 | | | 3メートル以上・ル未満のもの | | 490 | 75 | 据置き | 70 |
| | | , i i==== | 1メートル以上 ・ル未満のもの | | 860 | 130 | 据置き | 120 |
| | | | 7メートル以上・未満のもの | | 1, 200 | 190 | 据置き | 180 |
| | | 外径が1 z もの | メートル以上の | | 2,000 | 300 | 据置き | 280 |
| | そ 0 | の他 | のもの | 占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年 | 1, 100 | 170 | 1, 200 | 180 |

- (2) 伝統的建造物群保存地区等に存する電柱等の占用料の額を2倍とする規定について,周辺の景観と調和した彩色を施した電柱及び電話柱(それらの支柱類を含む。) については、当該規定を適用しないこととします。
- (3) 占用料に係る端数計算の方法の改定 里道を占用する部分の延長に係る端数計算において, 0.01メートル又は0.0 1平方メートル未満の数を切り捨てることとします。
- 2 占用料の減免の対象に、各戸引込電線並びに電気及び電気通信の各戸引込地下埋設管を加えることとしました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

京都市里道管理条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第 73 号

京都市里道管理条例の一部を改正する条例

京都市里道管理条例の一部を次のように改正する。

第16条第1項第3号中「1メートル未満」を「0.01メートル未満」に、「は、1メートルとみなして」を「を切り捨てて」に改め、同条第2項中「同項」の右に「(第2号を除く。)」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、1の年度における占用期間が30日以下であるときは、当該年度 分の占用料の額は、1月分に相当する額とする。

第19条第6号を次のように改める。

(6) 電気, 電気通信, ガス, 水道及び下水道の各戸引込地下埋設管並びに各戸引込電線

別表第12条第1項第1号に掲げる工作物の項中

| 円 | |
|-----|---|
| 540 | |
| 310 | |
| 31 | |
| 3 | を |
| 2 | |
| 260 | |
| 620 | |
| | |

Γ

| 円 |
|-----|
| 500 |
| 290 |
| 29 |
| 3 |
| 2 |
| 250 |
| 590 |
| |

に改め、同表第12条第1項第2号に掲げる物件の項中

Γ

を

| 86 | 13 |
|--------|-----|
| 120 | 19 |
| 180 | 28 |
| 250 | 37 |
| 370 | 56 |
| 490 | 75 |
| 860 | 130 |
| 1, 200 | 190 |
| 2,000 | 300 |
| 1, 100 | 170 |

| 120 | 18 |
|--------|-----|
| 180 | 26 |
| 250 | 35 |
| 370 | 53 |
| 490 | 70 |
| 860 | 120 |
| 1, 200 | 180 |
| 2,000 | 280 |
| 1, 200 | 180 |

に改め、同表備考3中

「電柱及びその支柱類、電話柱及びその支柱類」を「電柱及び電話柱(それらの支柱類を 含み, 周辺の景観と調和した彩色を施したものを除く。)」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市里道管理条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施 行日」という。)以後の占用に係る占用料について適用する。ただし、占用期間が施行日

前に始まり、施行日を含む1年以下である占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(平成30年度前から継続して占用している物件に係る占用料の減額)

3 市長は、施行日の前日及び施行日のいずれにおいてもこの条例による改正前又は改正後の京都市里道管理条例第12条第1項又は第4項の規定による許可を受けている占用物件について、この条例による改正後の京都市里道管理条例の規定により算定した平成30年度の占用料の額が、この条例による改正前の京都市里道管理条例の規定の適用があるものと仮定して当該規定により算定した同年度の占用料の額に比べて著しく高額であると認めるときは、当該占用物件に係る同年度以降の各年度の占用料の額を減額することができる。

(建設局土木管理部道路河川管理課)